

平成27年（行ウ）第429号 イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国（処分行政庁 外務大臣）

答 弁 書

平成27年10月20日

東京地方裁判所民事第38部A2係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部（送達場所 湯峯宛て）

（電 話 03-5213-1298）

（FAX 03-3515-7307）

部 付 田 原 昭 彦

訟 務 官 湯 峯 奈 々 子

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

外務省中東アフリカ局中東第2課

外務事務官（課長） 金 井 正 章

外務事務官（首席） 杉 浦 雅 俊

外務事務官 松 島 俊

外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室

外務事務官（室長） 今 西 淳 (印)

外務事務官（首席） 石 川 真 由 美 (印)

外務事務官 柳 田 勝 也 (印)

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 請求の趣旨第1項の訴えをいずれも棄却する
 - 2 請求の趣旨第2項の訴えを却下する
 - 3 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の趣旨第2項の訴えに係る本案前の答弁の理由

1 本件事案の概要

原告は、外務大臣に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）4条1項に基づき、「『対イラク武力行使に関する我が国の対応（検証結果）』報告書全文，検証実施のために用いられた文書，インタビューの記録」の開示を請求したところ，外務大臣が平成27年4月17日付けで訴状別紙文書目録記載の各文書（以下「本件各文書」といい，そのうちの個々の文書については，同目録記載の「本目録における番号」に応じて「本件文書1」などという。）を不開示とする決定（以下「本件各不開示決定」という。）をしたことから，本件各不開示決定の取消しを求める（請求の趣旨第1項。以下「本件取消しの訴え」という。）とともに，本件各文書の開示決定の義務付けを求めている（請求の趣旨第2項。以下「本件義務付けの訴え」という。）。

2 本件義務付けの訴えが不適法であること

何人も，情報公開法の定めるところにより，行政機関の長に対し，当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができ（同法3条），行政機関の長は，開示請求があったときは，開示請求に係る行政文書に情報公開法5条各号のいずれかが記録されている場合を除き，開示請求者に対し，当該行政文書を開示しなければならない（同法5条柱書き）。そうすると，本件義務付けの訴えは，行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条6項2号に定めるいわゆ

る申請型義務付け訴訟と解される。そして、本件義務付けの訴えは、「当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合」の類型に該当するところ、かかる訴えについては、当該処分又は裁決が「取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在である」ときに限り、提起することができる（行訴法37条の3第1項2号）から、同条3項2号により併合提起された当該処分又は裁決の取消請求又は無効等確認請求が認容されることが訴訟要件となる。したがって、上記各請求が認容されない場合には、当該義務付けの訴えは、訴訟要件を欠き、不適法なものとして却下される。（以上につき、市村陽典「行政事件訴訟法の改正と訟務実務」法律のひろば57巻10号26、27ページ参照）。

本件取消しの訴えは、追って準備書面で主張するとおり、棄却されるべきものであるから、本件取消しの訴えに係る請求は認容されない。

よって、本件義務付けの訴えは、行訴法37条の3第1項2号の訴訟要件を欠くものであり、不適法であるから却下されるべきである。

第3 請求の原因に対する認否

1 「1 本件訴訟の意義」について

原告が主張するところの「本件訴訟の意義」について述べるものであり、認否の限りではない。

2 「2 行政文書全部不開示決定」について

認める。

3 「3 本件決定の違法性」について

(1) 「(1) 本件文書」について

第1文について、本件各文書に、2003年（平成15年）の対イラク武力行使（以下「対イラク武力行使」又は「イラク戦争」という。）が結果的にイラクに大量破壊兵器が発見されなかった現実がある中で、改めて当該期間

の政策決定過程を検証し、もって今後の政策立案、実施に役立てるために行つた検証結果をまとめたものが含まれることは認める。

第2文については、原告の意見を述べるものであり、認否の限りではない。

(2) 「(2) 本件文書1 (本件検証結果報告書) について」について

ア 第1段落について

外務省ホームページにおいて、「対イラク武力行使に関する我が国の対応 (検証結果)」(甲第4号証の1) の別添資料として「報告の主なポイント」(甲第4号証の2) が掲載されていることは認める。

イ 第2段落について

争う。

ウ 第3段落について

本件請求との関連が不明であり、認否の限りではない。

(3) 「(3) 本件文書2ないし本件文書4について」について

本件文書2及び本件文書3が、本件文書1の案文であること、本件文書4が対外公表文を作成するための過程において作成された文書であることは認め、その余は争う。

(4) 「(4) 本件文書5及び本件文書6について」について

本件文書5及び本件文書6が、本件文書1を作成するための検討過程において作成された文書であることは認め、その余は争う。

(5) 「(5)」について

争う。

4. 「4 結語」について

認否の限りではない。

第4 被告の主張

追って準備書面により明らかにする。

以上